高知県園芸団地整備円滑化事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県園芸団地整備円滑化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条　県は、園芸団地の整備を推進するため、基盤整備に伴う地元負担（農地の所有者及び耕作者等が基盤整備に要する費用の一部を負担するもので市町村負担分を除いたものをいう。以下同じ。）の軽減に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助事業者及び補助対象経費等）

第３条　前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助事業者及び補助対象経費等については、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第５条　知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

（１）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22 年高知県条例第36 号。以下この条において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

（３）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

（４）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

（５）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

（６）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

（７）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

（８）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

（９）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

（10）その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助の条件）

第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管すること。

（２）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。

（４）補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約又は助成の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助事業の変更）

第７条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第２号様式による補助金変更（又は中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助金の交付決定額に対して増額又は20パーセントを超える減額変更を行う場合

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（補助事業の実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了したときは別記第３号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日若しくは当該事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第９条　補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、別記第４号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）この要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

（２）虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

（３）補助金の交付の条件に違反したとき。

（４）補助事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

（５）第５条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると知事が認めたとき。

（繰越承認申請）

第11条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第５号様式による年度終了実績報告兼繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

２ 知事は、前項に規定する申請が適当であると認めたときは、当該補助事業者に対して通知するものとする。

（グリーン購入）

第12条　補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第13条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成28年８月５日から施行する。

２　この要綱は、令和５年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第１号、第３号及び第４号、第10条並びに第13条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附　則

　この要綱は、平成28年10月31日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

　　この要綱は、平成30年１月15日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附　則

この要綱は、平成30年３月22日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年３月19日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年６月14日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月23日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年３月22日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者 | 市町村 |
| 補助事業 | 農地耕作条件改善事業（高収益作物転換型として事業採択されたものに限る）ただし、令和２年度末までに採択されているもの若しくは県に採択申請済みのものに限る。 |
| 補助対象経費 | 補助事業に要する経費のうち、補助事業者が定める条例等に基づいて算定された地元負担相当の経費 |
| 補助率 | 定額（ただし補助事業に要する経費の20％を上限とする） |
| その他 | 補助事業実施区域内において、施設栽培ではおおむね５０ａ以上または露地栽培ではおおむね２ｈａ以上（中山間地域についてはおおむね１ｈａ以上）、新たに園芸品目が導入されること。 |